

（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公開することができない情報

(2) 主務大臣等から法令等の規定に基づき、公開しないように指示のあった情報

(3) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるものとされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の定めるところにより行われた許可、免許、届出その他これらに際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は不当な行為に関する情報であつて、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

(5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、他の地方公共団体又は公共的団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であつて、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの

(6) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの

(7) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正か

つ適正な執行を困難にするおそれのあるもの

- (8) 法人等又は個人から実施機関に対して任意に提供された情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの
- (9) 実施機関の合議制の機関が行う会議、審議等に係る資料・議事録等の情報であって、当該合議制機関の会議、審議等の運営に関する規程若しくは議決により公開しないこととされているもの又は公開することにより当該合議制機関の会議、審議等の運営に支障が生ずるおそれのあるもの
- (10) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報